

令和 8 年第 5 回

美里町農業委員会総会議事録

第5回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和8年4月24日（金）午後1時30分から午後2時12分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員（16名）

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田 なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	8 番	繁泉 順子	9 番	佐々木 幸一郎
10 番	小野 保裕	11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博
13 番	遊佐 恭一	14 番	渡邊 雅光	15 番	邊見 勝寿
16 番	伊藤 恵子				

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 利用権設定の合意解約による通知について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積等促進計画審議について
第3号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について

6 農業委員会事務局職員（3名）

事務局長 伊 勢 美 智 留
係 長 澤 村 拓 也
主 事 宍 戸 颯 久

7 会議の概要

○伊勢事務局長

ただいまより令和8年第5回美里町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○伊藤会長

(挨拶内容省略)

○伊勢事務局長

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（伊藤会長）

これより、令和8年第5回美里町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員については、16人全員の出席であります。

総会を開く場合には、委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

最初に議事録署名委員の選任をいたします。

議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが、会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。

5番 久道雄悦委員、6番 古内世紀委員をお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告事項1番、農家相談日について、4月7日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。

○鈴木委員

12番鈴木です。4月7日火曜日、会長室におきまして、伊藤会長、澁谷委員、私鈴木の3人で、対応しました。

相談件数は1件でございました。

相談者は、●●字●●の●●●●さんです。

内容は、耕作をお願いしている方が高齢となり、ご自身でも耕作が難しいため、少しずつ田んぼを売り渡したいとのことでした。

また、所有されている農地で50アールの中に10アールの畦畔がついている場所は本年中には売却したいとの相談でした。

対応といたしましては、地域の担い手であり、将来的に買い手になれるような方に声をかけ、探していくこととしました。

そして、10アールの農地を早急にとの件でしたが、隣接している農地の所有者に声をかけたところ、良い返事をいただいたとのことでした。

以上です。

○議長（伊藤会長）

ご苦労さまでした。

次に報告事項2番、利用権設定の合意解約による通知についてを事務局より報告をお願いいたします。

○澤村係長
(利用権設定の合意解約の通知についての説明)

○議長(伊藤会長)
ありがとうございました。
ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。
ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)
無いですので議事に入ります。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長
(農地法第3条の規定による許可申請の許可についての説明)

○議長(伊藤会長)
ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、番号30から35を除く、8件について審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)
質疑なしと認め、採決をいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、番号30から35を除く、8件について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長(伊藤会長)
全員賛成と認めます。
続きまして、番号30番から35について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、●番●●委員の退室を求めます。

休憩(13:57)

再開(13:58)

○議長(伊藤会長)
休憩前に引き続き、番号30番から35について審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め、採決いたします。

番号 30 から 35 について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

休憩（13：58）

再開（13：59）

○議長（伊藤会長）

第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

次に、第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

（農用地利用集積等促進計画審議についての説明）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画書について審議いたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは質疑なしと認め採決をいたします。

第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画審議について賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

第 2 号議案、農用地利用集積等促進計画審議については、原案どおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

続きまして第 3 号議案、地域計画の変更に係る意見聴取についてを議題といたします。

はじめに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

（地域計画の変更に係る意見聴取についての説明）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第 3 号議案、地域計画の変更に係る意見聴取について

審議いたします。
質疑ありませんか。

○渡邊委員

14 番渡邊です。●●で●●●●●●●●●●の解散は存じておりますが、●●●●さんからは、今年は耕作を手伝ってもらおうという話は聞いておりました。

地域計画の担い手から外れるのは、認定農業者の再認定を取らないため、担い手から削除されたのか来年耕作をやめるから削除されるのかを教えてください。

○澤村係長

お答えいたします。

●●●●さんのお父さんから耕作をやめたいとの意向は示されていたことと、認定農業者の再認定を受けないとの判断をされたことが要因です。

今年は耕作されることは伺っていますが、地域計画は10年後の将来を見越して担い手を定めていますので、今後集約していくことはないと判断し、町で地域計画から削除をしたということです。

○議長（伊藤会長）

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは質疑なしと認め採決をいたします。

第3号議案、地域計画の変更に係る意見聴取について賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

第3号議案、地域計画の変更に係る意見聴取については、原案どおり異議なしの意見を付し、美里町長に報告いたします。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第5回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議席5番

署 名 委 員
議席6番